

## 申告会場の混雑緩和のため、 郵送での申告にご協力ください。

○市民税・都民税申告書の書き方については、  
「八王子市令和7年度市民税・都民税 申告の手引き」をご覧ください。

○郵送申告に必要なもの

- ・マイナンバー(個人番号)確認書類及び本人確認書類
- ・給与所得、公的年金等の源泉徴収票や各種控除の証明書など

※添付資料は、すべてコピーで構いません。

※書き方などで分からない点がある場合、書類を添付していただければ補記します。

※添付資料については返却できません。



○申告受付書や申告書の写しの返送を希望される場合は、その旨を申告書の「①収入のなかった方  
または国外居住の方」欄の「ホ.その他」に記載し、切手を貼付した返信用封筒を必ず同封してください。

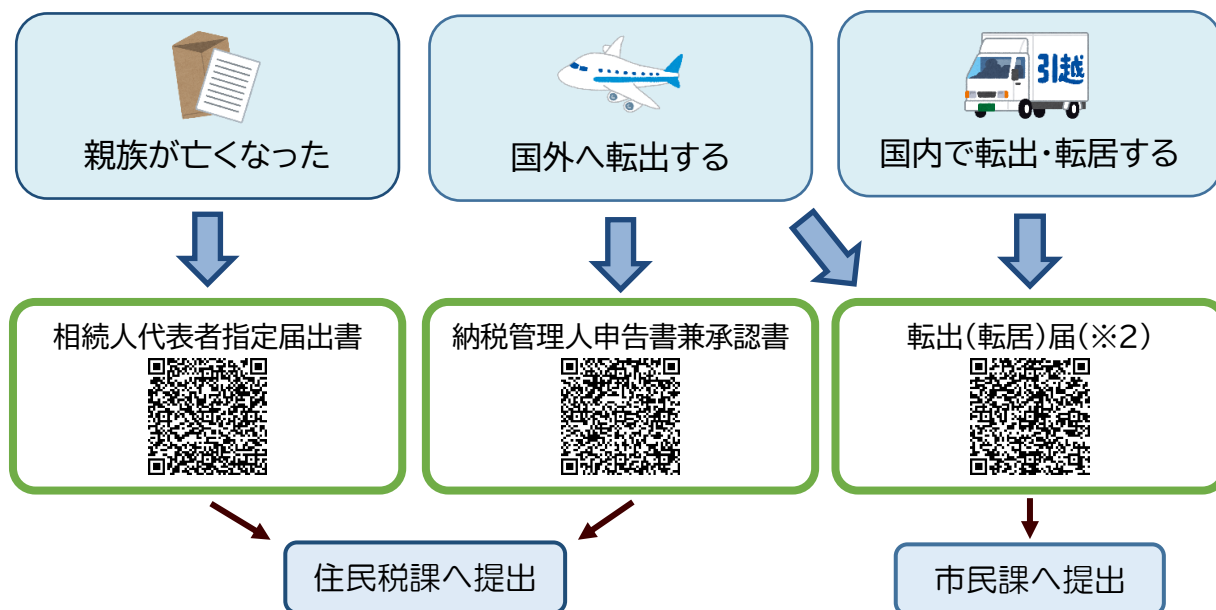
○送付先                   〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号  
八王子市財政部住民税課

○来庁予定の方へ

出張申告(裏面参照)においては、混雑時に入場を制限させていただく場合がございます。

### ■その他のお知らせ

このような時はお手続きが必要です。



(※1) 亡くなられた方の市民税・都民税が非課税の場合は、  
手続不要となる場合があります。確認のため、住民税課までお問合せください。

(※2) 他の市区町村(国内)へ引っ越しの際は、引っ越し先での転入届の提出もお願いいたします。

<お問合せ 住民税課:042-620-7219 市民課:042-620-7232>